

議会のあり方調査特別委員会 政策等検討分科会 記録

| | |
|-----------|-----------------------|
| 開 会 年 月 日 | 令和5年6月12日 |
| 開 会 時 刻 | 午前10時50分 |
| 閉 会 時 刻 | 午前11時36分 |
| 出席委員名 | ◎鈴木豊司 ○辻 孝記 大西要一 中村 功 |
| | 楠木宏彦 西山則夫 浜口和久 宿 典泰 |
| | |
| | |
| 欠 席 委 員 名 | なし |
| 署 名 者 | — |
| 担 当 書 記 | 奥野進司 |
| 協 議 案 件 | 1 政策立案・政策提言について |
| | 2 予算・決算審査のあり方について |
| | 3 議員の兼業（請負）規定について |
| | 4 その他具体的検討項目について |
| | |
| 説 明 員 | 奥野議事係長、森田書記 |
| | |
| | |
| | |

会議の概要

鈴木会長が開会を宣告。その後、直ちに会議に入り、「政策立案・政策提言について」外3件を順次議題とし、協議を行い、分科会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

協議の内容

1 政策立案・政策提言について

前回の分科会において引き続き協議していくこととした「政策立案・政策提言について」、今後、分科会での作業について各会派の意見を求めたところ、下記意見があり、議員研修については、議長等と相談し進めること、各議員へは、意識改革、自己研鑽に関し通知を行い、政策提言・政策立案に向けた取組について依頼を行うことと決定した。

【発言】

- ・大西委員（勢風会）…… 各議員へ意識づけのため、文書で要請をしてはどうかと考える。
- ・中村委員（志誠会）…… 議員の資質の問題である。知識向上に向けた取組が必要。政策提言をすることについての知識向上に関し研修をしてはどうか。
- ・西山委員（新政いせ）…… 何から手を付けたら良いのか分かりにくい。政策づくりについてどうあるべきか、研修をするのも1つの手段。
- ・宿 委員（政友会）…… 分科会方式の予算・決算審査では一部のメンバーの専門性しか発揮できていない。声が集約できる多人数の特別委員会での議論が必要。現状では政策提言にまでつながらない。
- ・辻副会長（公明党）…… 伊勢市の課題を、各常任委員会等で議論していくのが1つの方法である。しかし、各論、細かなところの議論となると難しく、議員の資質向上が必要。
- ・楠木委員（日本共産党）…… 議員研修も大切である。それぞれの会派でまとめ、提案していくことになると思う。会派同士で話し合いができる雰囲気づくりが必要。

2 予算・決算審査のあり方について

前回の分科会において引き続き協議していくこととした「予算・決算審査のあり方について」、各会派の意見を求めたところ、下記意見があり、次回も引き続き協議することと決定した。

【発言】

- ・宿委員（政友会）…… 特別委員会の場で質疑をした中で問題点が抽出され、政策提言につなげていくことができるのではないかと。声が集約できる11名の特別委員会での議論が必要。現状では政策提言にまでつながらない。
- ・大西委員（勢風会）…… 分科会（常任委員会単位）体制を継続する中で、「4常任委員会・複数所属」を提案。常任委員会を4つにし、1常任委

員会 12 人の定数とする。1 人が 2 つの常任委員会に所属する。そうすることで、4 年任期で 1 周するため、新たな任期、次期任期から行うことを提案。

- ・辻副会長（公明党）…… 縦断・横断的に連携していく必要がある。現状の分科会方式を改め、半数の議員が予算特別委員会、半数の議員が決算特別委員会、全議員がどちらかの特別委員会に所属をする形を提案。そうすることで、各議員が全体について議論をすることができるようになる。
- ・楠木委員（日本共産党）…… 予算・決算審査については、専門性を重視して分科会の方式というよりは、多様な視野から見る必要がある。辻副会長が言われる全体を 2 つに分け、それぞれ予算、決算特別委員会に所属する形を考えていく必要があるのではないか。
- ・中村委員（志誠会）…… 充実した審査をするため、質問を事前通告制にすればより充実した審査が可能となるのではないか。
- ・西山委員（新政いせ）…… 3 名の会派となったため、それぞれ連携しながら、審査に当たっていききたい。

3 議員の兼業（請負）規定について

前回の分科会において保留としていた、地方自治法第 92 条の 2 に規定している請負の定義に書かれている「業」の考え方について、奥野議事係長から、請負の性格は、①継続性、反復性があること、②経済性ないし営利性があること、③請負の内容を決定する自由があることなどがあげられること、今回の改正は、あいまいであった請負の定義をはっきりさせるため規定を追加したもので、請負の解釈としては変わっていない旨の説明の後、300 万円の規程上の取扱い、伊勢市議会議員政治倫理条例において請負禁止の範囲を拡大している現状についての意見を求めたところ、下記意見があり、今回の意見を踏まえ、次回も引き続き協議することとした。

【発言】

- ・大西委員（勢風会）…… 地方自治法が改正され、また地方自治法施行令において具体的に 300 万円という額が示され、法などで制定されているものであるため、伊勢市議会政治倫理条例第 3 条の 2 の「契約等を辞退しなければならない」を「契約等を辞退するよう努める」と努力規定とする。
- ・中村委員（志誠会）…… 今回、法改正がされたことにより、伊勢市議会政治倫理条例を見直し、第 3 条の 2 を廃止（削除）し、ただ、趣旨を引き継ぐという意味から、透明性を確保するため、請負をすることになった際に報告する形にしたら、趣旨は守れるのではないか。
また、法律相談もしていくべきではないか。
- ・宿委員（政友会）…… 訴訟になりかねない問題である。具体的に法律相談を行い、解釈の云々で訴訟を起こさないようにしたほうがよい。我々

もそれを受けて改正するならしていくべき。

- ・辻副会長（公明党）…… 行政からの請負ができない規定がある中で、同様の内容を含む条例を制定した意味があるため、条例に請負を制限する規定は残しておくが、配偶者、親族（一親等内の血族、姻族）の部分については見直していくべき。
- ・楠木委員（日本共産党）…… 法律が改正されたため、条例もそれを踏まえる必要がある。

4 その他具体的検討項目について

鈴木会長から、今後、当分科会において検討を必要とする項目が生じた際には、その都度申し出をいただくようお願いした。

上記署名する。

令和5年6月12日

会 長